

# マイナンバーカードをお持ちの方へ

## マイナンバーカードの継続利用手続きについて

住所変更をした場合マイナンバーカードを引き続きご利用いただくためには、継続利用の手続きが必要です。

期限までに転入届や継続利用の手続きを行わなかった場合、マイナンバーカードは失効しますので、ご注意ください。

※失効後、再度マイナンバーカードを申請する際は、手数料が有料となります。

1.対象となるのは、有効な状態のカードに限ります。一時停止・廃止状態のカードでは手続きできません。(一時停止中の場合、一時停止解除の手続きが別途必要です。)

2.手続き時、カードに設定した「住民基本台帳用暗証番号」(数字 4 桁)を入力していただきます。(任意代理人が来庁する場合は職員にて入力します。)

3.継続利用するには、次の要件を全て満たしている必要があります。

●転入の届出をした日が、転出時に届け出た転出予定日から 30 日以内であること。

●転入日から 14 日以内に転入の届出をしていること。(転入の届出と同時に継続利用の手続きも可能です。)

●上記 2 つを満たした上で、転入の届出をした日から 90 日以内であること。

●有効期限内のマイナンバーカードであること。

\*\*\*手続き時に必要なもの\*\*\*

【本人が手続きする場合】

- ・マイナンバーカード
- ・「住民基本台帳用暗証番号」(数字 4 桁)

【同一世帯員又は法定代理人の方が手続きをする場合】

- ・本人のマイナンバーカード
- ・代理人の本人確認書類(顔写真付きのもの)
- ・法定代理人であることが確認できる書類(法定代理人が手続きする場合)
- ・「住民基本台帳用暗証番号」(数字 4 桁)

【任意代理人の方が手続きする場合】

※転入先の市区町村へお問い合わせください。

# マイナンバーカードをお持ちの方へ

## 住所変更に伴うマイナンバーカードの電子証明書手続きについて

住所・氏名・性別・生年月日のいずれかの情報に変更があると、署名用電子証明書は自動的に失効します。

引き続き署名用電子証明書を利用する場合は、新規発行の手続きが必要です。

### \*\*\*手続き時に必要なもの\*\*\*

#### 【本人が手続きをする場合】

- ・マイナンバーカード

署名用電子証明書の暗証番号(英数字混在の6桁～16桁)が入力できれば、その場で新しい署名用電子証明書を発行します。

#### 【同一世帯員又は法定代理人の方が住所異動と併せて手続きをする場合】

- ・本人のマイナンバーカード
- ・本人の署名又は記名押印がある委任状(別紙参照)
- ・暗証番号を記載した用紙に隠蔽シールを貼付又は封筒に封入・封緘したもの
- ・代理人の本人確認書類(顔写真付きのもの)
- ・法定代理人であることが確認できる書類(法定代理人が手続きする場合)

暗証番号の入力は職員が行います。委任状があり、記入された暗証番号が一致していれば、その場で新しい署名用電子証明書を発行します。

- ・暗証番号が不明や不一致の場合は手続きできません。

#### 【任意代理人や後日同一世帯員の方が手続きする場合】

署名用電子証明書の発行手続きをする場合は、文書照会となります。

申請当日に手続きが完了しませんのでご注意ください。

※詳しくは転入先の市区町村へお問い合わせください。